

社会福祉はこれでいいのか(3)

社会福祉士法改正と社会福祉士の専門性と統治性

社会福祉提言委員会



社会福祉士法が2007年12月末に改正されたが、この改正にあたって衆参両議院で付帯決議された社会福祉士の任用と職域の拡大、社会福祉士の専門的力量的強化方策は特筆されるべきである。新たな福祉・介護サービス供給システムを支える中核的人材が社会福祉士であることを国会が明確にしたことを意味するからである。

これに先立ち、2007年7月に14年ぶりに厚生労働大臣が「社会福祉人材確保指針」を示した。1990年以降の行財政改革の潮流のもと、市場原理の貫徹する労働市場において一層の規制緩和が促進され、人材派遣法で専門職種に限定していた規制も原則自由化され、すべての業種の非正規職員の雇用の常態化が一般化した。社会福祉分野でも例外ではなく、社会福祉基礎構造改革で掲げた新たな理念、制度、システムを支えるべき福祉・介護サービスに従事する人材が非正規職員化の割合を高め、特に介護の分野でその影響が深刻である。このため指針は、福祉・介護サービス従事者328万人の労働環境の整備を最優先課題に掲げたが、一方では市場原理に沿った労働力の非正規職員化政策と今回の福祉原理を掲げた指針の内容を具体化する政策をどのように矛盾なく実現していくかその動向が注目される。社会福祉士は今や10万人を超えるが、その任用状況は、まだ福祉事務所で3.9%、社会福祉施設で6.2%、介護保険事業では、18.5%と社会福祉士法が制定されてから20年も経過するのにその任用が遅々として進んでいない。その背景には社会福祉主事制度との関係がある。社会福祉行政の実施については組織を通じて規制機能と問題解決機能の両立を踏まえた統治システムの確立が重要である。社会福祉主事制度は、戦後、占領軍の6項目指示により福祉事務所の運営にあたって有給専門吏員の配置の必要性の指示を受け、専門性機能を付与された制度であったが、現代では大学卒で三科目の履修でとれる資格になり、一般的に三年毎に異動する公務員の人事シフトと相俟って、実定法の詳細な通知通達によって専門性による問題解決機能より

も規制機能を温存してきた経過がある。

しかし、近年の少子・高齢社会の急速な進行を背景とした毎日のようにマスコミで報道される虐待、DV、いじめ、自殺、孤独死などの事件は、換言すれば、家庭、学校、職場、地域、行政などの統治は規制機能の強化だけでは対応できず、専門性による問題解決型の統治が喫緊の課題となってきたことを意味している。マックスウェバーは官僚制(組織)を統治するのは専門性と指摘し、その統治性を支えるのは正統性の原理が必要であるとした。現代の正統性の原理に支えられた統治とは、多くの人々の知恵を集約し、それをエビデンスとした専門技術といってもよいだろう。このような意味で社会福祉士の役割は、ミクロ、メゾ、マクロの包括的な関連を視野に入れ、地域を基盤として所属する組織の新しい統治性を支える住民や多様な主体の参加を得た共治性のガバナンスを形成する職種と考えられてよい。おりしも、この国会の付帯意見を踏まえて、ソーシャルケア従事者研究協議会、日本社会福祉士会、日本社会福祉士養成校協会は、厚生労働大臣をはじめ全国の都道府県知事、教育長、市町村長に社会福祉士の任用・職域拡大について画期的なソーシャルアクションを全国的に展開しはじめた。今後はそれだけに、社会福祉士を養成する側の責務は重要である。昨年の末に「社会福祉士養成課程における教育内容等の見直し案」が国から示され、その内容は地域福祉型というべく、国や地方自治体の政策を確実に実現する社会福祉士を想定したカリキュラムといえよう。このため、社会福祉士に関する養成・任用・確保に関する国、地方自治体、事業者、福祉・介護サービス従事者、大学、学会等における価値の共有化への取り組みは重要である。その価値とは、今回の法改正でも示された人間の尊厳に関する価値であり、人類の歴史と世界のスタンダードに支えられた価値でなければならない。

(日本ソーシャルワーカー協会 2008年2月号に掲載)

